

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部農山村課

法令名	農業振興地域の整備に関する法律	法令の番号	昭和44年法律第58号
不利益処分の種類	開発行為の中止、復旧行為の命令（監督処分）	根拠条項	第15条の3
処分基準	開発行為の中止及び復旧行為の命令については、法第15条の3に基づき行う。		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農山村課	交付機関 農山村課
			目次 NO 26